

## 《労災の取扱いについて》

診療報酬請求の手引き(H12年度 赤本)のP126に差し入れ保管し、参考にしてください。また、以下の点につき十分御留意ください。

- ①診療開始に当たり、埼玉労働局に連絡をとり労災の適応を受けられるかどうかの確認をする。(特に補綴物の適応範囲と金額)
- ②申請請求額全額が認められるとは限りません。その差額があった場合は患者さん負担となりますので労災のしくみを理解し、患者さんと相談の上診療を行ってください。

### 労働者災害補償保険 (いわゆる労災について)

・労災保険は、業務上の理由(通勤によるものを含む)により被った負傷、疾病、障害又は、死亡に対して各種保険給付を行っています。

歯科診療は、各種給付のうち療養(補償)給付の対象となりますが、療養(補償)給付は、①労災指定医療機関による「療養の給付」と、②非指定医療機関による「療養の費用の支給」とがあります。

現在、歯科診療は、ほとんどが非指定医療機関によるため、前記②の「療養の費用の支給」で給付手続きが行われています。

・所管は厚生労働省、実施主体は労働局及び労働基準監督署です。

#### ◎ 労災指定医療機関

[指定申請]: 医院所在の労働局へ申請する。

[請求方法]: 患者から診療の費用を徴収せずに、療養(補償)給付請求書を提出することにより労災診療を行い、その費用を「労働者災害補償保険診療請求書」に「診療費内訳書」及び「健康保険診療報酬請求書」を添付して、医療機関から労災保険情報センターを経由し労働局へ請求します。

[算定方法]: 労災保険診療費は、原則として健康保険点数を準用(ただし1点あたり12円)し、算定しますが、他に、次のような労災固有の取扱いがあります。

① 初診料	3,590円	} (注1)
② 初診時ブラッシング料	91点(創傷部洗浄)	
③ 再診療	1,380円	
④ 再診時療養指導料(1回につき)	900円	

\*再診時に療養上の指導、日常生活動作及び機能回復訓練に関する具体的指導を行った場合に算定します。

#### ◎ 非指定医療機関

・労災については、社保・国保扱いはできません。

労災患者が来院した場合は、非指定医療機関であることを説明した上で、自費払いで診療します。

・非指定医療機関の場合は、療養の費用払いになりますので、患者本人に治療費を請求し、患者が労働基準監督署にその費用を請求します。

この場合の「療養の費用」の算定方法は、自費払いとはいえ、労働基準監督署から患者本人への支給は健康保険による算定に準拠して行われる。

・治療終了後、患者持参の「療養(補償)給付たる療養の費用請求書」に必要事項を記入し、交付します。

なお、請求書裏面の「療養の内訳及び金額」欄は、医科の書式なので「健康保険診療報酬明細書」を利用し、記入交付してください。

注 非指定医でも指定医と同様にとり扱われるようです。

◎ 証明書料等

休業(補償)給付請求書の休業証明 2,000円

障害(補償)給付請求書に添付する診断書料 4,000円

(その他に関しては、健康保険の請求と同じく文書料はありません。)

◎ 消費税に関しては、健康保険同様非課税ですが、請求書の写し等で税務当局に対して証明できます。

◎ 労災保険給付に関する問い合わせ先

埼玉労働局労働基準部労災補償課	048(822)8760	(ダイヤルイン)
浦和労働基準監督所	048(882)3811	
川口労働基準監督所	048(252)3774	
大宮労働基準監督所	048(641)9321	
熊谷労働基準監督所	048(533)3611	
川越労働基準監督所	0492(42)0891	
春日部労働基準監督所	048(735)5226	
所沢労働基準監督所	042(995)2555	
行田労働基準監督所	048(556)4195	
秩父労働基準監督所	0494(22)3725	

参考単価

全盛床給義歯	20,000円	メタルボンド	80,000円
オーセレンジャケットクラウン	70,000円	硬質レジン詰め冠	60,000円
セラミック	50,000円		





